

規制・制度改革検討シート（案）

【農林・地域活性化WG ①】

<p>事項名</p>	<p>認定農業者制度の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者制度は、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、これを踏まえ農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度（5年計画を作成し、経過後に再認定を受ける制度）であり、認定農業者に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者の経営と市町村の農業基本構想が必ずしも一致しないこと及び計画はほとんどチェックなしに再認定されるなど、制度が形骸化していることを踏まえ、今後我が国農業を真に担う経営者のためのものになるよう、目的（農業の成長産業化戦略における位置づけ）、対象となる層、認定要件、認定後の評価・支援措置等本制度を根本的に見直すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>本制度は、市町村が地域の実情に即して、地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして普及・定着しており、今後とも市町村の主体的な取組を基本として運用していくことが適当。</p> <p>しかしながら、戸別所得補償制度の導入等、国の農政が大きく見直されていることから、認定農業者制度についても戸別所得補償制度によって下支えされた中から、地域農業の担い手がより多く育成・確保されるよう、戸別所得補償制度を踏まえた運用となるよう指導。</p> <p>なお、地域農業の担い手は、地域の主体的判断</p>

		<p>を尊重して育成・確保すべきとの考えから、国が対象者の範囲や認定要件等を画一的に定めることは適当ではない。</p> <p>※ 認定農業者の経営と市町村の農業基本構想が必ずしも一致しないとの指摘は、地域における農業が多様性に富む場合にあってはやむを得ないもの、また、再認定に当たっては、旧計画の達成状況や目標達成のために採るべき措置の実施状況等を的確に把握するとともに、その要因を分析し、新計画の実現可能性を総合的に判断した上で、新計画の認定の可否を判断するよう従来から指導しているところ。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>戸別所得補償制度の本格実施に併せて、認定農業者の考え方について再度周知。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>-</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者制度は、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、これを踏まえ農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度である。 ・ しかし、様々な経営体が、市町村や都道府県を跨いで生産拠点を拡大し、多様化・多角化、輸出等の展開を図っている現況の下では、市町村という地方公共団体が、その地域内で基本構想を策定し認定する今の制度は、合理的とはいえない。 ・ 一部の市町村では、認定農業者数を維持するために、経営改善計画作成を自治体職員が大幅に手助けしたり、再認定を希望しない農業者にも再認定を促しているとの指摘がある。認定農業

	<p>者数を維持し、本制度を存続させることが自己目的化しており、本制度の意義を失っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者にとっても、スーパーL 資金(公庫による低利融資制度)を利用するためだけに認定を受けているとの指摘もあり、本来の制度目的が十分に果たせていない。 ・ 農林水産省は、「戸別所得補償制度の導入等、国の農政が大きく見直されていることから、認定農業者制度についても戸別所得補償制度によって下支えされた中から、地域農業の担い手がより多く育成・確保されるよう、戸別所得補償制度を踏まえた運用となるよう指導」することとしているが、戸別所得補償は申請さえすれば対象は限定されておらず、その中で「認定農業者」たりうる者を選別する基準が明確でない。 ・ 本制度は、本来、農業をビジネスとして捉え、対象とする層及び目指すべき姿を明確にし、資本調達・融資制度を含めた事業支援であるべき。これは、農業を辞め農地を手放す者へ行われるべきインセンティブ強化や、農業経営は成り立たないが農地を維持すべき地域(中山間地等)において行われるべき補助とは性質が根本的に異なる。 ・ 上記のように、認定農業者制度が形骸化し、農業のビジネス化への支援となっていない実態を踏まえ、対象とする層及び目指すべき姿を明確にしたうえで、多様な担い手の育成及び経営規模の最適化のため、地域や農業者の自主性を重視した主業農家中心の新たな支援策へと転換すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営者が金融機関から融資を受ける際、現在は、①認定農業者であることに加え、②財務体質のチェック、と二重に審査されている場合が多い。本来、いずれかが適切に行われれば十分で

	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民に認定農業者という名前はほとんど知られておらず、政府が何を基準に農業者に支援をしているのかが明確でない。また、各自治体・地域によって認定基準にばらつきがある事も、本制度の目的やメリットを分かりにくくしている一因である。農地を有効活用し、優良な農産物を効率的に生産する主業農家を、真に育成すべき対象と位置付け、施策を重点的に行うことが必要。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする層及び目指すべき姿を明確にしたうえで、多様な担い手の育成及び経営規模の最適化のため、地域や農業者の自主性を重視した主業農家中心の新たな支援策へと転換すべきである。【平成 23 年度中措置】

【農林・地域活性化WG ②】

事項名	我が国酪農の競争力強化のための見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生乳取引は、その 95%が生産者から JA（単位農協）、農協連等を通じて全国 10（北海道及び沖縄を含む）の指定生乳生産者団体（指定団体）に全量委託される方式（指定団体制度）で行われている。委託された生乳は、指定団体が一括して各乳業メーカー等と交渉し、年度ごとの用途別単価及び生乳の納入先がそれぞれ決められる。 ・ また、指定団体は、自らが主体となって実施する計画生産に参画した生産者だけに支給される補助金（補給金）の受け皿としての役割も担っている。各生産者に支払われる乳代は、その属する指定団体が受け取る用途別販売乳代の合計を平均した単価（プール乳価）に補給金を加えて計算されるため、同一指定団体下の生産者は基本的に同一の基準単価によって計算された乳代を受け取る。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第 5 ～ 12 条 ・ 農林水産省生産局長通知「指定生乳生産者団体の受託規程について」（平成 13 年 2 月 28 日、12 生畜第 847 号）別紙第 2 条（委託の原則について） ・ 農林水産省生産局長通知「『指定生乳生産者団体の受託規程について』の一部改正について」（平成 18 年 1 月 27 日、17 生畜第 2501 号）別紙第 2 条（委託の原則について） など
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則を廃止し、一部であっても委託ができるようにすべきである。 ・ 併せて、これまでの補助金支給方法を見直し、個々の農家が直接的に利用できる補助体系に

	すべきである。	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則については、以下のとおり見直しを行っている。 「指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について」において、一部委託の一例として、生産者が小規模の処理加工施設を有し、その生産する生乳の一部を当該施設において処理加工した上で販売する場合の規定例を示すなど、従来から受託販売の弾力的運用について指定生乳生産者団体を指導しているところ。 ・ 補給金支給方法の見直しについては、適正な補給金の交付が困難になる等の観点から、対応困難である。 ・
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則については、さらに、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成22年7月）」にあるとおり、酪農経営における6次産業化の取組等を支援するため、指定生乳生産者団体における生乳取引等の状況を検証し、生産者自らが加工や販売等の取組が行えるよう、生産者の創意工夫をより活かせる仕組みを、生産現場の意見を踏まえつつ検討する予定。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度は、指定生乳生産者団体を通じ、特定用途に限定した補給金を生産者に支払うことにより、①用途別取引の促進による飲用乳価の安定、②用途別に異なる乳代をプールして支払うことによる生産者間の所得の公平化、③共同販売の促進による乳価交渉力の強化を可能にしているところであり、要望へ対応した場合、これらの制度が崩れ、生産者にとって不利になる可能性が高い。また、生乳の価格形成の合理化がなされないため、

		<p>牛乳及び乳製品の安定供給が図られないおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、補給金交付の対象となる「加工原料乳」は、指定団体と乳業との用途別取引の結果仕向けられるものであり、個々の生産者が生乳を出荷する際には、用途区分されていないことから、要望に対応した場合、そもそも、特定用途に限定した補給金を交付するという財政効率的な方法がとれなくなる。 ・さらに、本業務は、毎日行うことが必要で、作業は極めて煩雑なことから、制度を円滑に運用するためには、業務を専門的に行う組織が必要であり、現行の補助体系が適当である。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・酪農経営のように需給調整に数年を要する農業形態が戦略的な経営を行うためには、自らの自由な経営判断が担保されることが必須である。 ・現在の制度においては、生乳の生産者は指定団体への全量委託か、全量を独力で直接販売するかの二者択一を迫られるが、従来直接販売をしていなかった者がいきなり全量の直接販売を行うのは困難が多く、自立を躊躇するのが実態である。我が国の酪農業の競争力強化のためには、多様な生産者が創意工夫溢れるビジネスモデルを構築できる環境整備が必要であり、改善が必要。 ・生産された生乳を誰とどのような条件で売買するか(直接販売・委託販売に関わらず)を当事者が自由に決められることは、市場経済において当然の前提であり、全量の委託を原則とする現在の制度は、早急に見直すべきである。 ・また、補助金の支給方法について、適切に事務を処理できる仕組みを導入することを条件として、個々の農家が直接的に受給できる道も設けるべきである。 ・補助金が指定団体経由で支払われる場合には、仕組みを簡素化し、中間コストを削減することによ

	<p>り、生産者が利用できる補助額を増大させる等、補助の最大効率化を図るべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者が生乳の一部を自らマーケットに提供すれば、その時点で指定団体への「全量委託」ではなくなり、補給金及び各種補助制度の対象からも基本的に外れてしまう仕組みとなっている。これでは、生産者は指定団体への全量委託か完全な独力かの二者択一を迫られ、自立を躊躇してしまい、多様な生産者が生まれない。 ・ 現在の制度下でも品質差の評価に基づく価格差は存在するが、僅かにすぎないため、品質の向上へのインセンティブが働かず、経営改善につながらない。生乳の一部を自らマーケットに提供して品質向上のリターンを得ることができれば、経営を安定させつつ収益を向上させることができる。 ・ 農業者－JA－県連合会－指定団体という多層構造であり、各段階において委託費用及び補助金手数料が発生するため、補助金の仕組みの簡素化によりコスト削減が図られ、生産者手取り及び生産者が利用できる補助額が増大する。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則を廃止し、一部であっても委託ができるようにすべきである。 <p>併せて、これまでの補助金支給方法を見直し、個々の農家が直接的に利用できる補助体系にすべきである。【平成 23 年中措置】</p>

【農林・地域活性化WG ③】

<p>事項名</p>	<p>国家貿易制度の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦や乳製品等における関税割当数量については国家貿易が行われている。 （１）農林水産省（麦等） <p>適量の麦を安定的かつ計画的に輸入することを理由に、農林水産省が直接売買する国家貿易を行っている。実態としては農林水産省は各製粉メーカー等から必要とされた量を集計し、その量の輸入を輸入業者に委託している。</p> <p>（2010年10月からは、民間ができることは民間が担いながら麦の安定供給を図っていくため、即時売買方式に移行。）</p> （２）（独）農畜産業振興事業団（乳製品等） <p>農畜産業振興事業団が、国家貿易機関として、カレント・アクセス輸入を一元的に行うこととなっており、輸入する指定乳製品等の品目別数量、時期などについては、毎年度、国内の指定乳製品の需給・価格動向等を勘案し決定しているとされている。しかし、実際は委託された輸入業者が輸入している。</p> <p>輸入された乳製品については、差益（マークアップ）が上乗せされたうえ、入札で一番高い値をつけた乳製品メーカー等が機構から売渡しを受けることが出来るとされている。</p> <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第42条、第43条 ・ 独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条、第13条、第16条

<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦や乳製品等について行われている国家貿易制度について、競争環境の整備及び行政の効率化の観点等から、国の役割は割当数量配分のみにとどめるなど、国家貿易制度の在り方（担い手、手法等）について見直すべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p>（１）麦の国家貿易制度については、以下の理由により引き続き維持していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦は、米に次ぐ我が国の主要な食糧であるが、国内産麦では量的又は質的に需要を満たせないことから、その需要量の約９割は輸入麦により賅われている。最近のロシアの禁輸措置にみられるように、安定的に輸入を行うことは、国として極めて重要な課題であるため、安定的な輸出国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアの３か国から小麦を輸入している。 ・ 日本に麦を供給している国々では、国家貿易が生産者団体等による一元的な輸出が行われていることから、これら輸出力のある国々と対等に交渉し、良品質の小麦を安定的に供給するためには、売り手と同じ交渉力を持つ国が一元的に国別・銘柄別の数量を輸入する必要がある。 ・ 国家貿易により小麦を輸入していることから、平成 18 年から 20 年までの国際相場の高騰時においても安定的な輸入を確保することができた。 <p>また、国家貿易を行う場合はマークアップ（輸入差益）を徴収することが WTO 協定上認められており、マークアップ収入を戸別所得補償制度の財源に充てることにより、食料自給率の向上に必要な国内産麦の振興を図っている。</p> <p>10 月 27 日に開催された行政刷新会議特別会計仕分けにおいて、食料安定供給特別会計についても議論されたが、国家貿易などを含む食糧管理事業については、「国が引き続き実施すべき」と取り</p>

		<p>まとめられたところである。</p> <p>なお、麦については平成5年のウルグアイ・ラウンド合意により、基準期間（1986年～88年）の輸入実績に基づきカレント・アクセス枠を設定し輸入を行っており、ミニマム・アクセス枠について国家貿易を行っているとの指摘は誤りである。</p> <p>（2）乳製品の国家貿易制度については、以下の理由により引き続き維持していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生乳は、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がないことから、廃棄することのないよう需要に応じた生産と緻密な需給調整が不可欠である。 ・そのため、牛乳・乳製品については、加工原料乳生産者補給金制度、生産者団体による自主的な生乳の計画生産に加え、国境措置の適切な実施により、需給の安定が図られている。 ・国境措置すなわち国際約束に基づく乳製品の輸入については、輸入する乳製品の種類や売渡の時期等を選択・調整することにより、国内需給への悪影響を可能な限り避けるよう行われており、機構が国家貿易機関として一元的に輸入する仕組みが適当である。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>（1）民間貿易に近いSBS方式については、19年度から一部銘柄に導入しているが、この方式の拡大については、製粉企業のみならず2次加工メーカーや国内産麦の生産者を含む麦関連産業全体のあり方を変える可能性があることから、麦関連産業の将来のあり方について検討を行い、その結論が得られた後、3年程度の準備期間を経て実施することとしている。</p>

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>(1) 国家貿易制度を廃止した場合は、主要食糧である麦の国民への安定供給が困難になる。 (2) 要望に対応した場合、牛乳・乳製品の国内需給にアンバランスが生じ、乳製品の安定供給が図られないおそれがある。また、これにより、生乳需給全体が不安定化し、酪農経営にも悪影響を及ぼすおそれがある。</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家貿易が行われ、民間企業が麦や乳製品等を購入するときに自由度が低い状態では、良いものを安く購入しようとする企業間競争が阻害される。民間企業の創意工夫の発揮される余地を大きくすることで、企業間競争が促進され、消費者の利益に資する。 ・ 国家貿易制度を中止または簡素化することで、行政の効率化にも資する。 ・ 実際に輸入を行うのは、業務の委託を受けた商社等であり、国ならではの交渉力をもって輸入を行っている実態にはない。 ・ 一方で、国内の需給関係への配慮、食糧安全保障の観点等、国が麦・乳製品等の売買に主体的に係わることを即座にやめるのは望ましくない面もある。 ・ したがって、麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式（売買同時契約方式）の導入を拡大すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等は割当数量の管理を行えば十分で、売買の主体となる必要性は乏しい。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式（売買同時契約方式）の導入を拡大すべきである。 【平成 23 年中措置】

【農林・地域活性化WG ④】

<p>事項名</p>	<p>非加熱果汁のボトリングを可能とするための基準緩和</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の「清涼飲料水の規格基準」においては、非加熱果汁のボトリング及び販売は原則として禁止されており、容易にできない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清涼飲料水の規格基準
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボトリングされた非加熱果汁はドイツやオランダ、アメリカでは一般的に販売されているが、現在日本では、上述の規制のため、非加熱のジュースをボトリングして販売することは出来ない状態である。 ・ なぜ、現在の機械及び基準が定められているかが不明確である。最終的な品質規格はもちろん重要であるが、その製造過程において製造機械まで限定している今の規格は国産果汁の販売の道を閉ざしているといえ、農産物の機能性に着目した商品開発や農商工連携による地産地消型ビジネスの促進のためには、この規格を最終的な品質基準のみに緩和すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご提案の内容が明らかではないが、ご指摘の「非加熱果汁」とあるのは、「食品、添加物等の規格基準」に定められている「冷凍果実飲料」のことであると思料する。 ・ 「食品、添加物等の規格基準」は、最終的な食品の品質についての規格と、食品の安全性確保のため、製造から販売までの一連の行為について科学的見地に基づき定められた基準について定められたものである。このうち製造に係る基準は、製造段階のリスク（病原微生物、異物混入等）低減のために、特に衛生管理が必要な食品について定めたものであり、ご要望にある冷凍果実飲料について製造基準を設けないとすることは、安全性確保の観点から対応困難

		<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、冷凍果実飲料を含む清涼飲料水については、安全性確保の観点から原則一定条件での加熱殺菌が義務づけられている。冷凍果実飲料については加熱殺菌を要しない場合の例外規定として、密閉型自動搾汁機を用いる製造方法を示しているものである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> 加熱殺菌を行わず、かつ、密閉型全自動搾汁機による方法以外の方法で冷凍果実飲料を製造する場合については、食品衛生法第13条に基づく「総合衛生管理製造過程承認制度」により個別の承認を得られれば現行でも可能である。
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> 製品の安全性の確保が目的なのであれば、体内に入る最終製品の品質規格が守られていれば、製造手段まで規制する必要はない。 製造工程まで規定されることで、創意工夫を凝らしたビジネスの可能性が失われている。 「総合衛生管理製造過程承認制度」に基づく個別の承認を受ければボトリング等は可能であるが、その要件が明確になっていないなど、容易ではない。 したがって、最終製品の品質規格を明確にし、わかりやすく開示したうえで、加熱・非加熱を問わず、また、製造手段の制約なく、果汁のボトリング及び販売が容易にできるようにすべきである。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> 直売所等において搾り立ての果汁ジュースを販売したいが、現状では「総合衛生管理製造過程承認制度」に基づく承認を受けるための要件が明確になっていないなど、参入に躊躇する場合があるとの指摘がある。6次産業化の促進の観点も踏まえ、製造手段は最終製品の安全が確

	<p>保される限りにおいて限定しないこととし、併せて、最終製品の品質規格を明確化することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の安全性の確保が目的なのであれば、最終製品の品質規格が守られていけば問題ないはずである。 ・ 海外では一般的に販売されている非加熱果汁商品は日本では販売が認められておらず、搾りたての国産果汁を販売するというビジネスチャンスの道が閉ざされている。 ・ 非加熱ジュースの製造が可能になれば、国内産の農産物の使用量が増大し、需要の拡大に資するとともに、生産地近辺に製造工場が建設される可能性も高く、当該地域全体の活性化にもつながる。 ・ 本来、加熱により喪失してしまう果実本来の有する機能が維持されたままジュース化して販売できれば、農産物の機能性に着目した新たな商品開発や、農商工連携による地産地消型ビジネスが促進される。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果汁の最終製品の品質規格について、加熱・非加熱にこだわることなく、安全・衛生の確保に必要な範囲に限定したうえで明確にし、わかりやすく開示すべきである。あわせて、非加熱果汁のボトルリング・販売等について、どのように衛生管理を行えば「総合衛生管理製造過程承認制度」における承認を受けられるかを明確かつ具体的に示すべきである。【平成 23 年中措置】

【農林・地域活性化WG ⑤】

事項名	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建設による農地転用基準の見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模野菜生産施設の生産現場では衛生面の管理が重要なため床をコンクリートにする必要がある。 ・ 農地転用の運用上は、床をコンクリート等の堅固な永久構造にした場合は農地転用が必要としている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第4条第2項 ・ 農地法第5条第2項 ・ 農地施行令第10条第1項第2号イ ・ 農地法施行令第18条第1項第2号イ 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参入の促進及び農地有効利用の推進をはかるため、農業生産法人が、農地を利用して大規模な野菜生産施設を建設する場合は農業用施設として認め、床をコンクリートで固めても転用の必要はないものとすべきである。 ・ 併せて、農業生産法人が建設する大規模野菜生産施設は、事務所等の附帯施設も含め農業生産施設として取扱うと基準を明確化すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	—
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>【農地を利用する大規模な野菜生産施設又は床をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設を農業用施設として認めることについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同施設については、農地法施行令第10条第1項第2号イ及び第18条第1項第2号イに規定する農業用施設としての取扱いを明確化するために通知を発出する予定である。

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>【床をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設について農地転用許可を必要としないことについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地をコンクリートで固める行為は、農地を農地以外のものとする行為であり、農地転用の許可が必要である。 ・このため、農地をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設の設置について農地転用許可を不要とすることは困難である。 <p>【農業生産法人が建設する大規模野菜生産施設は、事務所等の附帯施設も含め農業生産施設として取扱うことについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設については、畜舎、温室等といった農業生産に直接関わるものについて農業用施設として認めているところであり、大規模野菜生産施設は農業用施設としている。 ・なお、附帯する施設であるとしても事務所等については、農業生産に直接用いる施設ではないことから農業用施設として扱うことは困難。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法において、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」と定義されているところであるが、農林水産省回答では、その土地で農業が行われているか否かより、土地がコンクリートで固めているか否かをその判断基準とし、床をコンクリートにした大規模野菜生産施設及び事務所等の附帯施設の建設にあたっては農地転用許可が必要としている。しかし、優良農地確保の重要性を踏まえると、従来農地であった土地で継続して農業を行っている場合は、農地扱いを継続し、他用途への転用を防止すべきではないか。 ・したがって、農地上に施設等が設置された場合、当該施設等が農業の用に供されること、堅牢な建築物（一般的な大規模野菜生産施設及びそれに附帯する事務所等施設は含まない）でな

	<p>いこと、施設等を撤去すれば直ちに土壌を耕作する農業ができること等を要件に、農地のままとみなす（農地転用は行わない）べきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の中には、市町村が積極的に、農業の継続が困難な農家の農地を集積した土地に、農業生産法人の経営する大規模野菜生産施設の誘致協議を進めている場合もあるが、当該施設の基準が明確でないため協議に時間を要しているのが実態である。付加価値商品の生産による農業のビジネス化や雇用の拡大による地域の活性化のためには、取扱いの基準の明確化が必要である。 ・ 仮に当該野菜生産施設の事業者が倒産した場合であっても、農業生産が維持され、農地転用をした場合と比べ、商業施設等が建設される可能性が低下すると考えられる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他用途への転用を防いで農地を保全し農業振興を図ることの重要性を鑑み、農地上に施設等が設置・建設された場合、当該施設等が農業生産の用に供するものであること、施設等を撤去すれば直ちに土壌を耕作する農業ができること等を要件に、農地のままとみなす（農地転用とは扱わない）べきである。【平成 23 年中措置】

【農林・地域活性化WG】

<p>事項名</p>	<p>土地改良事業の効率化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産基盤の向上のため、農林水産省の農業農村整備事業として国等の補助事業により施行された土地改良事業であるが、昭和40年代に実施されたものについては設備の老朽化が顕著である。 ・ これらを修繕改修するためには莫大な事業費に加え受益者の更なる負担が発生する。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第12条（設立費用の負担）等
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業における受益者負担金については、就農者の高齢化による離農者の増加や、米の自由市場化以降の価格の下落による農業所得の減少などから滞納者が発生するなど農業経営者にとって大きな負担となっている。 ・ 農業者戸別補償制度の目的にも掲げられている農業経営の安定と国内生産力の確保を推進するうえでは、これらの生産費にかかる部分への配慮も必要と考えられることから、国による受益者負担への減額措置等を検討すべきである。 ・ 併せて、これらを管理している各土地改良事務所についても組織の整理合理化を積極的に推進し、各自治体業務として統合するなど人件費及び事務経費の削減を図ることで受益者負担の軽減を図るべきである。 ・ また、農業法人など民間企業による管理業務受託など、民間ノウハウの導入を図り管理運営の効率化への取り組みを進めるべきである。
<p>担当府省の</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業については、これにより生ずる利益は、地域内の農家に帰着するものであることから、基本的に受益者たる農家の一定の負担の下に実施されることが必要である。また、負担金の軽減対策として土地改良負担金総合償還

		<p>対策事業を実施し、負担金の償還が困難な受益者たる土地改良区等を対象に利子補給や貸付け等の措置を講じており、また、5年間で15%のコスト縮減やストックマネジメントによるライフサイクルコストの削減に努めているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、「土地改良事務所」については、その意味するところが不明である。また、個々の土地改良区等が管理業務を民間企業に請け負わせることについては何ら規制はない。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>-</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>-</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者戸別所得補償制度の目的にも掲げられている農業経営の安定と国内生産力の確保を推進するうえでは、設備費用等の一層の効率化・合理化を行い、農業者の負担を軽減することが必要不可欠である。 ・ 新成長戦略においても「高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。」とされている。 ・ したがって、土地改良組織について、更に人件費及び事務所等の経費の削減を図るべきである。 ・ 土地改良事業団体連合会による仕様や業者についての制約が、事業遂行・維持管理の高コスト化を招いている。透明性・効率性の確保のため、土地改良事業団体連合会が土地改良事業遂行へ関与することをやめるべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業における受益者負担金は、地域によって差はあるものの、10ha 経営する農家で年間 60～80 万円程度(昭和 40～50 年代の基盤整備分が残っている場合、さらに同額程度が上乘せ)の地域もある。農業者の減少により、1人あたりの負担額は増大しつつある。設備の老朽化も踏まえ、今後はより効率的・効果的な整備が必要不可欠である。 ・ 土地改良事業団連合会の関与が大きく、設計から施工まで随意契約が多いなど透明性が確保されず効率化が進められなかったが、その役割が地方自治体に移管されれば、競争入札の活用等透明性の確保された取り組みが進む。 ・ 各土地改良事務所は、現在のように集落毎に設置する必要はなく、整理を進めるべき。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区については、低コストかつ適切な事業遂行・維持管理を可能とすべきである。 【平成 23 年度中措置】 ・ 透明性・効率性の確保のため、土地改良事業団体連合会が土地改良事業遂行へ関与することをやめるべきである。【平成 23 年度中措置】

【農林・地域活性化WG ⑦】

事項名	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣を捕獲するには、狩猟免許所持者が捕獲しなければならない。 ・ 農地では狩猟免許所持者でなければ捕獲できない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な方針Ⅱ 第四 3 ② 1)
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アライグマ等外来種の捕獲に関しては、個人等の農家が、捕獲計画書を提出すれば、狩猟免許所持者の指導により捕獲することができるようにすべきである。 ・ 併せて、農業者の安心感を得るため、小動物のハクビシン、アナグマ等の随時捕獲も同様の扱いとすべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p>地方公共団体や農協等の団体においては、アライグマ、ハクビシン、アナグマ等のわなによる有害鳥獣捕獲については、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき、特例番号1303（有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業）として狩猟免許を有しない従事者を容認する特区を創設している。</p> <p>また、狩猟免許を有しない農林業者についても、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく鳥獣の捕獲等の許可の適正な運用等について」（平成21年3月30日野生生物課長通知）に基づき、自らの事業地内に囲いわなを設置して捕獲する許可を受けられることとしている。</p> <p>なお、鳥獣保護法においては、不特定多数の者が出入りできる農地であることをもって規制している規定はない。＜いただいていた規制の概要に事実誤認あり＞</p>

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>-</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>上記のとおり、措置済みである。</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営者の経営努力が、自らの農業経営に適切に反映されることが必要であり、鳥獣害等の不確定要素により経営状況が左右されることは最大限回避する必要がある。 ・ そのためには、安全性及び鳥獣等の保護が適切に配慮されることを前提に、鳥獣害の被害を直接うける農業者が、わな猟等により自らを守ることを柔軟に認めるべきである。 ・ 狩猟免許がなくとも、「自らの事業地」においては有害鳥獣が捕獲できることとされているが、自治体によっては、所有農地に限り、借地を認めない運用をしている場合があるとの指摘がある。現在の農業経営は、借地による規模拡大が増加していることを踏まえ、農林業者が狩猟免許がなくとも狩猟期間内に鳥獣等を捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地のみならず借地農地も含むこととすべきである。 ・ さらに、狩猟免許を有しないが一定の要件を満たした者の行うわな等による有害鳥獣捕獲について、特区にとどまらず容認の範囲を広げ、全国規模で実施すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物以外の小動物（ハクビシン、アナグマ等）を捕獲する場合には狩猟免許の所持が必要だが、特に果樹農家にとってはこれらの動物による被害が後をたたないため、早急な対応が必要。 ・ 現在は借地による規模拡大が増加しており、狩猟期間内に狩猟免許なく有害鳥獣捕獲が認

	<p>められる場所を所有地内のみ限定すると効果は非常に限定的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在（2010年12月時点）14件が「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」特区となっている。これだけ複数申請されていることは、本要望に対する需要の高さを示していると言える。 ・ 農業者の経営の安定のみならず、地域の人々の安心感につながる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業者が狩猟免許なくても狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・業務受託した農地・林地も含むこととすべきである。【平成23年中措置】 ・ 狩猟免許を持たない個人等の農林業者でも、捕獲計画書を提出し確認・認定をうければ、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を行うことができるようにすべきである。【平成23年度中措置】

【農林・地域活性化WG ⑧】

事項名	有害鳥獣捕獲に係る基準の緩和	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄砲刀剣類所持等取締法の改正により、鉄砲刀剣類等を所持するためには、精神診断書の添付が義務づけられている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄砲刀剣類所持等取締法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神診断書の添付が煩雑、近くに精神の病院が無い等により免許返納者が増加し、狩猟免許第1種、第2種所持者及び銃所持者等の減少により、鳥獣の追払い、捕獲駆除が困難な状況である。 ・ したがって、鉄砲刀剣類等所持にかかる精神診断書の添付の義務付けをやめるべきである。 	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>精神科医等の診断書については、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件等の猟銃使用凶悪事件の発生状況を踏まえ、猟銃等の所持許可に係る精神障害者等についての欠格事由該当性の審査を厳格に行うために、専門医の診断を必要とされたものであり、改正は非常に困難である。</p> <p>なお、猟銃所持者の数は、昭和50年代をピークに減少し続けており、必ずしも当該減少傾向と精神科医等による診断書の添付義務との因果関係は明らかでない。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>-</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>本要望に対応した場合、猟銃所持の許可に際し不適格者の的確な排除が徹底されず、最終的に、許可銃使用に係る凶悪事件等の未然防止を図ることができなくなるおそれがある。</p> <p>なお、現在、精神科医だけでなく、上記内閣府令に規定する医師による診断書も認めているほ</p>

		<p>か、警察署窓口において、申請者に対し複数の専門医の所在を教示するなど、申請者の負担軽減を図っている。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄砲刀剣類所持等取締法の改正により、鉄砲刀剣類所持にかかる精神診断書の添付が義務付けられたことから、面倒である、近隣に診断書が取得できる病院が無い等の事情も、免許返納者が増加している一因であるとも考えられる。 ・ 狩猟免許第1種、第2種所持者及び銃所持者が減少していることが、鳥獣の追払い、捕獲駆除が困難な状況を招いている。 ・ 農業経営者の経営努力が、自らの農業経営に適切に反映されることが必要であり、鳥獣害等の不確定要素により経営状況が左右されることは最大限回避する必要がある。 ・ 一方で、許可銃使用に係る凶悪事件等の増加は防がねばならない。 ・ したがって、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第10条第1項第2号により認められる医師（法第5条第1項第3号又は第4号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師）の増加に積極的に取り組むべきである。 ・ 現在は、片道2時間以上かけて診断書が取得できる病院に行くケースもあるが、30分程度では病院に着けることが望ましい。 ・ 増加に向けた取り組みについては、目標値及びその工程表を設定して積極的に取り組むべきである。 ・ 一方で、（上記取り組みを行ったとしても）銃所持者の高齢化及び減少を根本的に食い止めるのは難しいと考えられるため、趣味として狩猟を行うことを主目的とした現行の銃所有者に、害獣の駆除等を頼るのは限界がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、中期的には、業として害獣駆除を行う者を育成する制度（国の認定資格を設け、地域をこえて活動できるようにする等）を整備すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲を目的とする鉄砲刀剣類等所持について、必要な者が適切に所持できるようになれば、捕獲檻での安全な止めさしが可能となり、山間地域での安心な暮らしが確保できる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県公安委員会が認める医師及び専門医の点在状況を調査し、現状把握をすべきである。 併せて、調査結果をもとに、許可申請者の負担のさらなる軽減のため、医師数目標値の設定及び工程表の策定を行い、それを確実に実行すべきである。【平成 23 年中調査、目標・工程表策定、以降確実に実施】 ・ 中期的には、業として害獣駆除を行う者を育成する制度（国の認定資格を設け、地域をこえて活動できるようにする等）を整備すべきである。【平成 23 年度検討開始、できる限り早期に措置】

【農林・地域活性化WG ⑨】

<p>事項名</p>	<p>EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーズの品質（風味や味）は「原料乳」「乳酸菌」「レンネット（仔牛の第4胃から抽出する凝乳酵素）」で決まるが、BSE問題発生以降、BSE発生国からの牛由来レンネットの輸入は禁止されている。 ・ 2001年2月15日には、食品衛生法に基づく法的措置を行い、牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品について、EU諸国等(*)からの輸入禁止措置がとられた。羊、ヤギ由来のレンネットについても、輸入ができない状況にある。 <p>*) EU諸国 ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン</p> <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法第9条（特定疾病にかかった獣畜の肉等の販売等を禁止） ・ 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第13号）において、特定疾病に「伝達性海綿状脳症」を追加。 ・ 「狂牛病発生国等から輸入される牛肉等の取扱いについて（平成13年2月5日付け食監発第18号）」 ・ 「BSE発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等の取扱いについて（平成16年2月27日付け食安監発第0227003号監視安全課長通知）」 ・ 「BSE発生国等及び米国から輸入される牛肉等の取扱いについて（平成16年1月19日付け事務連絡）」

<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ E U諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止を解除すべきである。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ E U諸国からの牛、羊、ヤギ由来の既存添加物であるレンネットを輸入を再開するためには、食品安全委員会の評価が必要であると考えており、輸出を希望する国等から評価依頼するために必要な資料の提供があれば、食品安全委員会の評価を踏まえ、輸入の可否について検討する。なお、現時点において、E U諸国から要望は受けていない。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出を希望する国等から要望及び資料提供があれば、「上記規制改革の方向性への考え方」で示しているとおおり、食品安全委員会の評価を踏まえ、輸入の可否について検討する。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>-</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ B S Eを理由にE U諸国からのレンネット輸入は禁止されている ・ しかし、E U内においてレンネットを使用して製造したチーズ製品は輸入されており、輸入を禁止する意義が乏しく、現状を踏まえた対応が必要。 ・ B S E発生国である米国産は輸入が行われている実態もある。 ・ E U諸国の牛・羊・ヤギ由来のレンネットが利用できるようになれば、チーズメーカーや加工を行う酪農家が、自らの理想に合う、より多様な製品を製造できるようになり、商品のブランド力の強化、6次産業化が促進され、当該地域の活性化につながる。 ・ 厚生労働省は「現時点において、E U諸国から要望は受けていない」とのことであるが、現に 	

	<p>国内からの要望があることを踏まえ、EU諸国からのレンネットについても、輸入再開を認めるべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000 年代初頭のEU諸国におけるBSE発生以降は、現在までほとんど発生しておらず、また、輸入されたチーズ製品を食べてクロツフェルトヤコブ病になった事例もない。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止を解除すべきである。【平成 23 年中措置】

【農林・地域活性化WG ⑩】

<p>事項名</p>	<p>農地基本台帳整備の促進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会交付金事業実施要領に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において農地基本台帳を整備することとされている。 <p><根拠法令></p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会等に関する法律第2条、第6条第1項 ・ 農業委員会等に関する法律施行令第1条 ・ 農業委員会等に関する法律施行規則第1条 ・ 農業委員会交付金事業実施要領 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第22条 <p>【消費者庁コメント（個人情報保護に関する法律について）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「法」という。）は、一定の民間の事業者に対して、個人情報を取扱うに当たっての義務を課している法律であり、農業委員会に対する固定資産税データの提供等のための規定の整備等の問題は、法の範囲外の問題である。
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地基本台帳の作成に当たり、管理項目とされている農地所在地、農地地番、農地地目、所有者氏名の情報が必要であるところ、正確な情報を得るためには固定資産税データが必要不可欠と考えられる。 ・ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査

	<p>の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。</p>	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳を法制化することについては、法制化により、農地基本台帳にどのような法的効果を持たせるのか、例えば、固定資産税データとの統合が可能であるのか、登記簿データとの統合が可能であるのか等について、それぞれの制度所管省庁の判断が必要であり、当省でお答えすることは困難。 ・なお、相続等により農地の権利を取得した場合に農地の権利者を把握するため、昨年農地法改正により、相続人による農業委員会への届出を義務化したところ。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であり、現実的な対応としては、地方公共団体から要請があり、資産所在の市町村長が行政上必要なものと認めた場合には、所有者の意向を確認することにより対応可能である。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者の確認には地方税法第 22 条により情報の提供が禁止されており、情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているとこ 	

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、農地基本台帳は、「農業委員会交付金事業実施要領」に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において整備することとされており、当該要領では、記載事項、台帳整備準備委員会の開催、調査推進協力員の委嘱等が規定されているが、農地基本台帳自体の法令上の位置付けが不明朗のままである。 ・ また、地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳に加え、農地基本台帳を法定台帳化することは、地籍台帳等を補完し、国土保全に資するものである。 ・ さらに、所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であるが、不明地主からの同意を得ることは手続きコスト等を勘案すれば、現実的ではない。 ・ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者の確認には地方税法 22 条により情報の提供が禁止されているため、固定資産税データの提供を受けるためには、農地基本台帳の法的位置付けを明確化するとともに、データ提供を受けられる規定の整備が必要である。 ・ 現在の農地基本台帳は不正確な部分が多いことから、農地の適切な管理に十分役立っているとは言い難い。農地基本台帳の精度を適切かつ合理的に向上させるため、市町村が有する固定資産税データを利用したいという地方公共団体からの要望に応えるべきである。

改革案	<ul style="list-style-type: none">・ 法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。 【平成 23 年度中措置】
-----	--

【農林・地域活性化WG ⑪】

<p>事項名</p>	<p>主体が制限されている農地流動化事業（農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体）等の民間開放</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の事業はそれぞれ主体が限定されている。 （１）農地信託事業 農協、農地保有合理化法人に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。 <根拠法令> ・ 農地法第 3 条第 1 項第 14 号、第 3 条第 2 項第 3 号 （２）農地保有合理化法人 農業公社（都道府県・市町村）、農協（総合農協に限る）、市町村に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。 <根拠法令> ・ 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 2 項 ・ 同法施行規則第 1 条 （３）農地利用集積円滑化団体 市町村、公社、農業協同組合等の非営利団体に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。 <根拠法令> ・ 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項 ・ 同法施行規則第 1 条の 2、3 <根拠法令> -
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手への農地集積がなかなか進まず、また、経営農地が分散している現状は、農地の効率的な利用が図られているとは言い難い。多くの優良農地の流動化が危惧される現在、これまでの

	<p>受動的な対応ではなく、積極的・戦略的な農地の流動化・集約化を図るため、機動性、専門性のある新たな主体による農地集積が急務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、①農地信託事業、②農地保有合理化法人、③農地利用集積円滑化団体について、農業生産法人や民間企業もその主体となれるようにすべきである
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>農地法上、不耕作目的の農地の所有は、原則として認められていないところであるが、農地等の有効利用を促進するため、例外的に上記主体に限定して農地の中間保有を認めているところである。なお、昨年農地法等の改正により創設された上記(3)の農地利用集積円滑化団体が、自ら農地の権利取得をしない農地所有者代理事業のみを行う場合については、市町村、農業協同組合又は市町村公社に加え、非営利法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが可能である。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>-</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>-</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化等により、多くの優良農地の存続が危惧されているため、農地の流動化が一層促進される必要がある。 ・ 集約した農地を確保し経営改善・規模拡大を目指すなど、積極的・戦略的な農地の流動化・集約化のニーズがでてきている。これらのニーズに応えられれば、農業の成長産業化に資するとともに、耕作放棄地の減少及び優良農地の確保につながる。 ・ しかしながら、これまで耕作放棄されそうな農

地を流動化させる受動的な対応を中心に行ってきた現在の農地流動化の担い手では、必ずしも上記ニーズを十分に満たせるとは言いがたい。

- ・ 新たな農業の担い手が育つよう新規参入を促進しているが、当該新規参入者と競合関係になりうる既存の農業者の組織した団体にとっては、農地流動化に取り組むインセンティブが働かないことも考えられる。農協や非営利団体は流動化に関する事業の主体となりえるが、公平性・中立性・透明性が非営利団体であることにより担保されているわけではなく、これらの団体のみに認められているのは不合理である。民間企業とのイコールフットイングが図られるべきである。
- ・ 農協はこれまで組合離脱の傾向にあった大規模専業農家や農業生産法人対応の強化だけではなく、高齢化・後継者不足対策の一環として農業生産法人の出資・設立を推進している。これにより、農地集積事業を行う農協が自ら設立した農業生産法人に農地を集積することが可能となり、実際にそれが行われている現況がある。この観点から見ても、農地集積事業について農協を利害関係がないとの理由で事業主体として認めながら、農業生産法人を利害関係があるとの理由により除外する論理的合理性はない。
- ・ 民間企業等による所有者代理業務・農地仲介業務について規制があるわけではなく、従来はこのような業務を行う者もいたが、農協等に農地流動化の担い手としての役割が特定され、2万円/10aの交付金が支給された結果、このような業務を行う者の活動が阻害された。同制度の導入後、相対契約による契約件数が激減するなどようやく進み始めていた農地所有者と農地の集積を希望する耕作者との自由な農地賃貸

借契約の進展が減少したとの指摘もあり、集約化にむしろマイナスに働いた面がある。

- ・ また、農地利用集積円滑化事業においては、当初「地域農業の担い手への農用地の利用集積を効率的に図るため、担い手と農地利用集積円滑化団体とが、農地の利用権の設定において一元的に協議・調整するための仕組みとして導入」されたため、原則として、一定の地域に一事業実施主体を位置付けることから、「営利を目的とする民間企業等」はなじまないとされている。しかし、現在では地域に複数の主体が存する場合も多く、集積化を急ぐべき現状の下では、一地域一主体を前提とした当初の要件を維持すべき理由はない。
- ・ したがって、民間企業のノウハウを活用し、機動性、専門性のある新たな農地流動化の担い手を認め、農地集積の加速、耕作放棄地の減少を図ることが急務である。①農地信託事業、②農地保有合理化法人、③農地利用集積円滑化団体について、事業の適切な遂行が期待できる団体（必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等）であれば、その主体となるようにすべきである。（ただし、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。）
- ・ そもそも、特に農業協同組合法第8条の「非営利」に関する規定は、組合組織（役員、職員）が組合員に対して非営利であること、つまり組合員に対する利益還元と奉仕を行うべきとの主旨であり、対外的な非営利性、公益性、中立性を定めたものではないことに留意が必要である。農協組織は、あくまでも組合員の農業経営という営利活動を補完する営利活動を行う組織であり、対外的には民間企業等と健全な競合関係にあるべき営利活動組織だということを再認識することが必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利活動を行い、農地集積に利害関係を有する農協に一定の機能を持たせることができるのであれば、農業生産法人など民間企業に同様の機能を持たせることは、何ら支障がないはずである。 ・ 地域の活性化という視点から見れば、農協、農業生産法人、非組合専業農家、民間企業が、それぞれの機能を生かしながら連携し、農地の有効利用を実現することが望ましい。 ・ したがって、農地流動化事業以外の制度についても、「非営利性」を根拠に農協および連合会にのみに一定の機能を持たせる、あるいは委託できるという合理性のない制度設計を見直しすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは、農地所有の放棄を望む者が出てきた場合など、農地の権利移転が必要になって初めて、既存組織が買い手を探す場合が一般的。このため、相続等により、不在地主が細分化された農地を所有するという状況も少なくない。これでは、戦略的に農地集積をしたいと考える農業者のニーズを満たせていない。 ・ ある程度の規模(野菜で2～5ha、米で10～15ha)がないと経営を成り立たせるのは難しい。規模の最適化のために、集積化を進める必要がある。 ・ 農業生産法人は地域に根差し、当該地域に精通しているため、効率的な農地集積が行われる可能性が高い。また、農地の面的集積の実現に向けては、農地の所有者に対し、面的集積による農業経営の将来像やメリットなどを提示する必要がある。そのプレゼンテーション能力、交渉力、実行力は、民間企業のノウハウを十分生かすことも必要である。 ・ 農協出資の農業生産法人が増加している現状では、農協と当該農業生産法人の境界が必ずしも明確でなく、農協が可能で民間企業や農業生産法人が不可能だとする合理的な根拠を失ってい

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の集積をする不動産の知識を持った組織や個人を認可または許可する制度を創設することで、それらの者に一定の社会的プレゼンスを与えることができ、認可/許可された民間企業が農地を扱うことに対する抵抗感の低減が期待される。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農地信託事業、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体について、事業の適切な遂行が期待できる団体（必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等）であれば、その主体となれるようにすべきである。（ただし、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。） 【平成 23 年度中措置】 農地流動化事業以外の制度についても、「非営利性」を根拠に農協および連合会にのみに一定の機能を持たせる、あるいは委託できるという合理性のない制度設計※を見直しすべきである。【平成 23 年度中措置】 <p>※たとえば、以下が該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 第 2 条第 2 項第 1 号に規定される資金（農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの）の貸付業務（同法第 11 条）。 農業協同組合が推薦した理事または組合員が就任する、農業委員会の「選任による委員」（農業委員会等に関する法律第 12 条）。

【農林・地域活性化WG ⑫】

事項名	不適正利用農地の改善（特定利用権制度の実効性確保）	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第 37 条に規定される特定利用権制度は、①農業委員会から遊休農地所有者への通知がなされないと手続きがスタートしないこと、②現在の利用権の設定等の協議対象者構成（農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、特定農業法人）では、積極的な移転が図られないこと、③ペナルティがないこと、などにより有効に機能していないとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法第 30～44 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用を促進するため、本制度の実効性確保に向けた見直しを行うべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	措置済。 昨年の改正により、これまで市町村の判断に基づき行っていた遊休農地対策を改め、市街化区域を含めた全ての遊休農地に対象を拡大するとともに、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施し、所有者が確知できない遊休農地についても知事の裁定ができるよう措置したところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用の促進のためには、特定利用権制度の実効性の向上が不可欠である。 特定利用権制度の実効性確保に向けた手続き 	

	<p>等の見直し（一定の要件に基づき、①行政（市町村や都道府県）が自発的に協議を開始し、引き受け手に強制的に耕作権を移す、②協議対象者は地域の農業の担い手たる専業農家を中心にする、③適正に農地を利用しなかった者に対し農地ならではの優遇措置（インフラ・税金等に係る費用の軽減）の廃止等を行い不適正利用農地の低減を図ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化の進展等により、耕作放棄への動きに加速がついている実態を踏まえると、直ちに実態把握を行った上で早急に制度を見直すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会の意欲と能力には地域により差があること、地域の農業者が中心となっている農業委員会がかかる強制的措置の引き金を引くのは事実上難しいことから、手続きのスタートを農業委員会に任せるのではなく、行政が積極的に関与すべきである。 ・ 実際に地域において、農業の中核を担っている者を協議対象者に含めることで、当該地域に最も有効な農地集積が進む蓋然性が高まる。 ・ 農地を適切に管理していないことに対するマイナスがあれば、適切に管理できない者は自発的に農地を貸し出すと考えられ、農地の流動化促進に一層寄与する。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正利用農地の低減を図るため、以下のような観点から、特定利用権制度の実効性確保に向けた手続き等を見直すべきである。 <p>※一定の要件に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①行政（市町村や都道府県）が自発的に協議を開始し、引き受け手に強制的に耕作権を移す ②協議対象者は地域の農業の担い手たる専業農家を中心にする ③適正に農地を利用しなかった者に対し農

	<p>地ならではの優遇措置（インフラ・税金等 に係る費用の軽減）の廃止 等 【平成 23 年度中措置】</p>
--	---

【農林・地域活性化WG ⑬】

事項名	市民農園開設に係る基準の見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園を開設したくても、農地を所有する個人等では、市町村と農家とが貸付協定を結び、なおかつ農業委員会の承認が必要となるため、事実上貸付が困難な場合が多い。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農地貸付法第3条第1項及び第3項 ・ 市民農園整備促進法第7条第1項及び第3項 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の貸付けについては農業委員会を介在しないで市町村レベルで開設できるようにすべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の開設に当たっては、本来ならば個々の区画ごとに農地の権利移動に係る農業委員会の許可（農地法第3条）が必要であるが、手続の簡素化の観点から、農業委員会がいわば包括的に農地の権利移動に係る判断を行うこととしているものであり、本制度について農業委員会が介在しないようにする見直しを行うことは困難である。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間地域では、形状が悪く小規模な農地が多く、コストの大幅な低減ができないことが多いことから、大規模・低コストの農業経営は困難。その結果、中山間地域では、現在、担 	

	<p>い手等の借り手もなく耕作放棄されている農地が散見され、その解消が急務となっている。市民農園は農地の有効利用の一手法となり得ることから、適切に管理される限り、容易に開設できることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地利用の適切性の判断は事後チェックを厳格に行えば問題ない。 ・ 市民農園の開設状況を把握するのであれば、開設時の「承認」ではなく「届出」で足りる。 ・ したがって、不適切利用された場合に市町村が適切な措置をとることを条件に、農業委員会への届出により市民農園の開設が認められるべきである。 ・ また、市民農園の開設認定に当たっては、営利を目的としない農作物の栽培に供することが要件となっており、自家消費分に限定されているため、余剰分を直販所等へ出荷できず、面積を一定規模以上に広げるのは難しい。 ・ 自家消費を除いた余剰分の出荷が可能になれば、農業の六次産業化の促進等による地域の活性化や、国民の農業意識の向上につながることを期待されるため、営利を目的としない要件を削除すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の農業委員会の方針に左右される場合が多く、予見可能性が低い。 ・ 市民農園は、その定義において「相当数の者を対象として定型的な条件で行われるもの」（特定農地貸付法第2条第2項第1号）とされるが、農家（特に農地を貸したい高齢者）が主体的に公募を行うことが困難であり、市町村がより主導性を発揮できれば、市民農園化が促進される。 ・ 市民農園開設により、様々な人が訪れることで、当該地域の活性化にも資する。

改革案	<ul style="list-style-type: none">・ 不適切利用された場合に市町村が適切な措置をとることを条件に、農業委員会への届出（許可は不要）により、市民農園の開設が認められるべきである。【平成 23 年度中措置】・ 市民農園開設に関し、営利を目的としない要件を削除すべきである。【平成 23 年度中措置】
-----	---

【農林・地域活性化WG ⑭】

<p>事項名</p>	<p>農協の信用・共済事業部門からの農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農協は、農業資材の購入、農産物の販売等の農業関係事業ではなく、金融（信用）事業、保険（共済）事業も行っている。 ・ 農業関係事業部門の赤字を信用・共済事業部門が補てんしている。 ・ 高い経営力を有する有能な職員や外部招へいの専門家に経営を委ねることが難しい仕組みとなっている。 <p><根拠法令> 農業協同組合法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主業農家を対象とした農協本来の機能を発揮させ、農業の構造改革を進展させるため、農協から信用・共済事業を分離すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>○ 農業には、他産業と比較した場合の相対的収益性の低さ、自然災害リスク、資金需要の季節性・零細性等の特徴が存在し、また、農山村地域は、購買店舗や金融機関をはじめ各種サービス機関が十分立地しているとは言えない状況にある。</p> <p>このようにサービスの受けにくい立場にある農業者をはじめとする組合員に対して、そのニーズに即したきめ細かなサービスを提供するには、協同組織形態での総合的な事業の実施と長期に渡る継続的な取引関係を通じて、事業管理コストの低減と経営資源の効率的な利用を行うことが必要である。</p> <p>○ 利用者である組合員にとっても、経済事業、信用事業、共済事業も含めた日常かつ総合的な取引の結果として、</p> <p>① 迅速かつ的確な審査で資金の融通が受けられるとともに、販売、購買と併せて自らの営農に必要なニーズを一元的に充足できる</p>

		<p>② 的確な営農指導を受けることが可能となっている などのメリットが存在している。</p> <p>○ 仮に、農協の信用・共済事業を分離すれば、</p> <p>① このような総合サービスの一元的な提供ができなくなり、組合員の利便性が著しく低下する</p> <p>② 事業管理コストの増加や経営の効率性の低下等により、組合員の負担増や農業収益の悪化につながるなど、農家の収益性低下や負担増等による経営圧迫につながるものであり、不適切である。</p> <p>○ また、農協の事業は、組合員が自らのニーズに基づいて選択するものであり、地域の主業農家が集まり、自らのニーズに応じて特定の事業に特化する農協を設立することは、現在の制度下においても実施可能である。</p> <p>○ なお、民主党政策集 I N D E X 2009 には、「農協、漁協、土地改良区、森林組合等の活動に関しては、組合員の利便性等の観点から、事業の総合的・一体的運営を確保する」と記述されている。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>・</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【問題点】 信共分離の実施は、</p> <p>① 農協による総合サービスの一元的な提供ができなくなり、農家組合員の利便性が著しく低下する</p> <p>② 事業管理コストの増加や経営の効率性の低下等により、農家組合員の負担増や農業収益の悪化につながるなど、農家の収益性低下や負担増等による経営圧迫につながる。</p>

改革事項に対する
基本的考え方

【農協による農業者の経営を支援する機能の再生
強化の視点】

- ・ 大半の農協において信用事業部門・共済事業部門から農業関係事業部門への補てんが常態化しており、その結果、「農業関係事業部門の赤字」が「常識」化し、農業関係事業部門の自立や強化に向けての取り組みの意欲の低下を招いている。
- ・ 利益構造上、信用・共済事業に経営の重点が置かれることとなっている。その常態化が、組合員の所得低迷による離農者数の増加など本質的な問題と責任の所在を曖昧にし、組合の原点である農業経営支援機能の縮小など、支援意欲の希薄化や、農業関係事業部門の再生・強化に向けた努力の低下につながっている。
- ・ 信用・共済事業からの補てんに依存しないよう、リスクテイクを前提とした買い取り直販や直売事業、コスト削減、企業との連携など農業経営支援機能の強化への取り組みと組織改革を積極的に行い始めている農協もある。このように、農協は、組合の原点である共同購入・共同販売による、組合員の営農コストの低減と収益力の向上を図るための農協の販路開拓力、経営指導力の向上とコスト削減努力を優先すべきである。
- ・ したがって、農協自らが中長期の農業支援機能の再生・強化計画を立て、信用・共済事業から農業関係事業への補てんを計画的に縮減し、将来的には農業関係事業部門の自立をめざすべきである。
- ・ なお、農業関係事業部門が自立できるまでの期間、信用・共済事業部門から資金的支援を行う、あるいは、農業関係事業部門の増資を行うなどの方法により農業関係事業部門の経営基盤を支持することは可能である。また、自立をしたうえでの資金移動は、組合員に対する経営状況

の公開性をより高め、経営に対する監視・参画意識の向上にもつながるものと思われる。

- ・ 信用・共済事業部門と農業関係事業部門の組織間連携の強化により、従前どおりの組合員へのサービスを質的に維持することは可能であり、また、組合として当然の責務である。また、組合員は、信用・共済事業部門及び農業関係事業部門の出資者であることに変わりはなく、それぞれの部門からの利益還元と奉仕を享受できるため、組合員の立場からすれば何ら現状と変わるところはなく、不利益は被らないはずである。
- ・ なお、経営基盤の支持のために農業関係事業部門の増資を行う場合、想定されるのは、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への組合員資産の移動による資本強化である。この資産移動の信用・共済事業部門への影響は決して小さくはないため、慎重な検討と留意が必要である。

【金融からの視点】

- ・ 一般の金融機関に他業禁止という制約がある中で、農協のみに信用事業を認めることはイコールフットィングの観点から適切ではない（農協の設立当時は確かに農協が信用事業を実施する必要性があったことまで否定するものではない）。
- ・ 信用事業と農業関係事業等を一体で行うことは、圧力販売など不公正な取引を誘発するもので、指導や取締りでそれを防ごうとしても限界がある。
- ・ 農業関係事業の赤字を信用・共済事業で補填していることは、農協の信用事業又は共済事業のみを利用している准組合員も多く存在することを踏まえると、預金者などの利用者保護の観点から適切でない。
- ・ 農林水産省は「総合サービスの一元的な提供が

できなくなり、組合員の利便性が著しく低下する」との見解であるが、農業関係事業部門が自立しても従来と同じような金融サービス提供を継続できる制度設計は可能であり、農業者にとっては、むしろ金融機関の選択肢の幅が増える可能性もある。また、現に、農業生産法人は、農協の農業関係事業等の機能を果たしているが、金融サービスとの一元化がなくても、参加農家の所得は向上しており、不便さも感じていない。

【有能な人材の確保】

- ・ 現在の農協の経営には、高い経営力を有した有能な人材を経営者として据えることが不可欠となっている。しかし、経営力を有する農協職員や外部から招へいた専門家を組合長に選ぶことは制度上可能であるものの、まず理事に選任され、さらに理事の互選で選ばれることが必要であり、現実には困難を伴う仕組みとなっている。
- ・ ひっ迫した組合員の経営状況を好転させるべく、硬直化した組織と農業関係事業の抜本的な改革を主体的・自立的に進め、着実に成果を収めつつある農協がある一方で、現状維持と組織保護が自己目的化した硬直化した農協も見受けられるなど、農協間、農協と連合会との間の意識や経営方針のかい離が拡大している。
- ・ 改革が進む農協においては、優れた経営力と改革意欲に満ちた人材がリーダーシップを発揮している。そのことから、各農協の主体的な改革を推進し、より効率的な経営が行えるよう、理事会をチェック機関と位置付け、経営については理事会の承認のもと農協職員・専門家など出来る限り広い範囲から優れた人材を登用し、経営を委ねることが可能な仕組みを導入すべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用・共済事業部門に依存しない農業関係事業部門の自立・再生・強化への組合員の主体的取り組みが促進される。 ・ 個々の組合員の経営力強化という本来の目的のための組織への転換、あるいは新たな組合の設立など、組合員が組合を選ぶ、あるいはつくるといった主体的な取り組みの促進とそのため選択肢の拡大が図られる。 ・ 金融機関とのイコールフットィングが図られることにより、農業者にとって金融機関の選択肢が増加することが期待できる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取組みを進めるべきである。 すなわち、農協の支援機能の強化及び個々の組合員の収益力の強化とともに、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減を図るべきである。 かかる取組みについての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組みを早急に開始すべきである。【平成 23 年度計画策定、以降計画に沿って措置】 ・ 農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し経営を委ねられることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業協同組合法に基づく農協経営の制度設計の抜本的見直しを行うべきである。【平成 23 年度中措置】

【農林・地域活性化WG ⑮】

<p>事項名</p>	<p>契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約野菜安定供給事業では、生産者と実需者の直接契約もその対象になっているにも関わらず、実際は、系統にほぼ限られている状態で、系統外の契約栽培農業組織は使えない場合がある。 ・ 契約野菜安定供給事業では、農林水産大臣・都道府県知事が、対象となる産地を指定する。 <p><根拠法令> 野菜生産出荷安定法</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の野菜安定化基金は、国と県と農業団体が基金を積み立てて運用しているので、新しい団体や新しい組織や農家が入ることは、その積み立てた基金の価値が薄まることが懸念されているとの指摘がある。このためか、系統団体を通じて出荷しない生産者においては、安定化基金の活用ができないケースがあり、都道府県によってセーフティネットの在り方に差が生じているので、系統団体を通じて出荷しない生産者であっても安定化基金を活用できるよう、改善を図るべきである。
<p>担 当 府 省 の 回 答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい団体や新しい組織や農家が入ることは、その積み立てた基金の価値が薄まることが懸念されている」との指摘があるとのことであるが、本制度は、支援の対象となる要件に合致すれば、どのような野菜生産者でも活用可能であるため、指摘は当てはまらないと考えている。 ・ ご指摘の「系統団体を通じて出荷しない生産者においては、安定化基金の活用ができないケースがあり、都道府県によってセーフティネットの在り方に差が生じている」との事例については、詳細な事実関係が不明であるが、現在でも、系統団体を通じて出荷しない場合であっても、一定規模の面積を有する生産者については、本制度による

		<p>支援対象としているところである。このため、当省としては、野菜生産出荷安定法の制度上の問題に起因するものとは考えていない。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今臨時国会で成立予定の6次産業化法案においては、野菜生産出荷安定法の特例として、指定産地内外を問わず、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者が契約取引を行う場合についても事業対象としているところ。 ・また、平成23年度予算要求において、より多くの生産者が参加できるよう、対象となる生産者の面積要件の緩和に向けて関係府省と調整中。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）は、制度上では一定の要件を満たした農業者も対象となるにも関わらず、制度の運用において、生産する都道府県や出荷方法により、セーフティネットの在り方が異なっており、不合理である。 ・制度上定められた要件を満たしさえすれば生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）の対象として取り扱われるよう措置すべきである。 ・また、技術の改革や気候の変動等によって、生産に適する産地は変わる。その判断は生産者に委ねるべきであり、行政が本事業の対象となる産地を指定すべきではない。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・系統団体を通じて出荷しない生産者であっても、確実に安定化基金を活用できるようになれば、契約取引で一番懸念される生産物の過

	<p>不足時に価格調整が容易になり、需要者、生産者ともに安定した野菜取引が担保される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このことにより、加工・流通・販売過程において、国産野菜の使用が増加すれば、生産者の生産拡大につながり、農業の活性化に寄与する。 ・ やる気のある農業者が新たな産地で生産に挑戦することが後押しされる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷先に関わらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）の対象として取り扱われるよう措置すべきである。【平成 23 年中措置】 ・ 本事業の対象となる産地を指定せず、生産地がどこであっても利用できるようにすべきである。【平成 23 年度中措置】

【農林・地域活性化WG ⑯】

<p>事項名</p>	<p>農政事務所(旧食糧事務所)業務の民間等への開放の促進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年の食糧庁の廃止に伴う食糧事務所の地方農政事務所への改組、続く平成 18 年の統計情報センターの再編により現在の農政事務所の所管業務は消費・安全事務、食料事務、統計事務となり大幅な集約と職員定数の削減が行われたとされている。しかし実態は、組織の集約はなされてはいるが職員数については再編後もほとんど変わらないように見受けられる。 ・ また、昨年発覚した事故米事件への対応策として施行された「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」の一部施行は、新規担当職員の確保だけでなく、新たな事務的経費が発生していると考えられる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁の再編に係る関係法令等 ・ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
<p>改革の方向性(当初案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関を縮小し組織改革を推進することは民主党マニフェストに掲げる「出先機関の原則廃止」に向けた取り組みとして評価できるが、新制度創設に伴う権限の拡大、関係部署の増設・職員の確保などは徹底して抑制すべきである。 ・ したがって、農林水産省や各地方農政局等が所轄する事務権限を、可能な限り地方自治体へ委譲すべきである。 ・ 併せて、農政事務所等の職員定数を削減すべきである。

担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<p>民主党マニフェストや食料・農業・農村基本計画に位置付けられた戸別所得補償制度の本格実施等に伴い、同制度によって生産を促進する新規需要米が主食用として横流れする等の不適正流通が生じないように、上記制度に基づく米穀の流通監視業務を的確に実施する必要がある。</p> <p>その際、米穀の流通経路が広域的で複雑であることを踏まえ、農林水産大臣の統一的な指揮命令の下で、地方農政事務所等の職員が機動的に対応することが不可欠である。</p> <p>また、平成22年10月より米麦の売買業務については包括的民間委託を導入しており、地方農政事務所においては売買業務の事務を実施しないなど、事務権限を見直すとともに、地方農政事務所等の職員定数についても、平成18年～22年の定員純減計画により、農林統計及び食糧管理等の部門を合わせて4,602名の定員を削減（約37%減）したところである。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>法令違反等の疑いのある事案に対しては、証拠隠滅等の恐れがあることから極めて迅速な対応が求められ、地方自治体間で連携して実施するとしてもなお調査等に著しい支障が生じる。</p> <p>また、上記のとおり、業務・人件費等の効率化については、定員の合理化を通じて、不断の努力を行っているところである。</p>
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米に係る農産物検査や有機食品の認定・調査を民間の機関が行っていることを踏まえると、米トレーサビリティ法等に基づく米穀の流通監視業務を農政事務所が独占すべき理由はなく、効率的に業務遂行ができるよう、業務内容の簡素化を図り、一定の要件を満たした民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農政事務所が行っている統計調査等の業務についても、同様に、積極的に民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。 ・ 民主党マニフェスト 2009 に掲げる「出先機関の原則廃止」に向けた取り組みとして、出先機関を縮小し組織改革を推進することも重要である。業務の委託・移管に伴い、農政事務所の合理化・効率化を進め、農政事務所等の職員定数を段階的に削減すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の効率化が進むとともに、業務の委託・移管をうけた民間企業の成長が期待できる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米トレーサビリティ法等に基づく米穀の流通監視業務の効率的な遂行ができるよう、業務内容の簡素化を図り、一定の要件を満たした民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。【平成 23 年度中措置】 ・ 併せて、農政事務所が行っている統計調査等の業務についても、同様に、積極的に民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。【平成 23 年度中措置】

【農林・地域活性化WG ⑰】

事項名	中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保証保険法においては、農業・林業・漁業を対象業種から除外している。 <p><根拠法令> 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、同法施行令第1条</p>
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近時、農業以外の業種の中小企業が農業分野に進出しようとするケースが多いが、農業以外の資金については経済産業省が所管する中小企業信用保険制度、農業分野の資金については農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくいとの指摘がある。また、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資（農協・銀行等が行う融資に国等が利子補給を行うもの）や農協融資に限定し、銀行のプロパー融資には実態として利用できない等の指摘もある。したがって、中小企業が農業等に進出する場合において、利用者利便性の向上等を図る観点から、中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加することを検討する。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p><経済産業省> 両制度が煩雑でわかりにくいものであれば、両制度において、引き続き、よりわかりやすい形での広報が必要。一方で、規制要望の原点が、農林信用基金協会や農林水産業信用保証保険制度であるならば、まずは、農水省所管における同制度をしっかりと使いやすいものにしていただくことが重要。また、銀行のプロパー融資等が利用できない問題は、農林水産業信用保証保険制度の固有の問題であり、中小企業信用保険制度における問題ではない。利用者利便性の向上を図るのであれば、まずはこうした具体的な農林水産業保証保険制度</p>

		<p>の課題について改善を促すべきである。</p> <p><農林水産省> 銀行のプロパー融資についても、農業者等に対する農業信用保証保険制度等の利用は可能である。</p> <p>また、2010年に法改正を行い、銀行等の農業融資を直接農林漁業信用基金が信用補完する融資保険も利用できるようにしたところ。</p> <p>近年調達先の多様化ニーズを踏まえて、農業信用基金協会と銀行等の契約締結を推奨し、取扱銀行等は増加中(19年3月51件→22年9月145件)であり、引き続き関係者への制度の普及に努め、利用者の利便性確保を図って参りたい。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p><経済産業省> 協会間の更なる情報連携強化や、中小保険制度や中小企業信用保険協会における制度設計やノウハウを農林水産業信用保証保険制度に提供。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業が金融機関から借入れをする場合に利用できる信用保証事業としては、農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度（「農林水保険」）と経済産業省が所管する中小企業信用保険制度（「中小保険」）が存在する。ただし、農林漁業は、中小保険による保証の対象外業種である。 ・ 中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業以外の資金については中小保険、農業分野の資金については農林水保険と2つの制度を併用しなければならない。しかし、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資や農協融資に限定し、銀行融資が対象にならないことがあり、農業へ進出しよう

	<p>とする中小企業が従来からつきあいのある銀行等から融資を受けられず、新規参入時の円滑な資金調達が阻害されているとの指摘もある。また、銀行が農林水保険の対象となる場合でも、申請等の事務手続きや条件が異なるうえ、どちらの保険が対象となるかが不明確な場合（農業生産の一部は製造加工業（もやし栽培業、キノコ生産等）として、中小保険が対象。申請者が個別に相談し、両制度で調整。）があるとの指摘もあり、利用者の利便性が損なわれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年に法改正を行い、銀行等の農業融資を直接農林漁業信用基金が信用補完する融資保険も利用できるようになったところであるが、対象保険金額は2億円以上であり、新規参入者は対象とはなり難い。また、農林水保険の取扱銀行等は増加しつつあるものの、上記のとおり、地域によっては参入を阻害されているとの指摘もあることから、さらなる改善が必要である。 ・ また、中小保険においては、各債務者の経営内容に基づき、9段階で保証料率を設定しているが、農林水保険においては、貸付商品毎に保証料率が一律であり、事業のリスクに応じた保証料の算出となっておらず、農林水保険制度におけるコストの合理化や利用者の経営改善努力が図られない。 ・ 以上の課題を鑑み、中小企業信用保険制度の対象業種に農業、林業、漁業を追加するべきである。 ・ かかる改善が実行されるまでの間、まずは農林水保険と中小保険の連携強化、農林水保険への銀行等の参入促進強化等を図るべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、農業、林業、漁業は、業種ごとに農林水保険が存在しているが、地方においては、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要

	<p>な産業であり、これらに対する円滑な金融を確保する観点から、中小保険の対象業種に農業等を追加すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近、他の業種の中小企業が農業分野に進出するケースが増えており、利便性の向上が急務である。 ・ 農協以外の金融機関では農林水保険の取扱いが十分普及しているとはいえない状況にあり、また、企業的農業経営においては、仕入れ・加工・販売時に農協と競合することなどから、農協から融資を受けることも難しく、金融機関を自由に選択する余地が少なくなっている。 ・ 去る6月18日に閣議決定された新成長戦略において、農林水産分野の成長産業化が謳われている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小保険の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険制度の対象業種に農業、林業、漁業を追加すべきである。【平成23年度中措置】